

ライセンス使用許諾条件同意書

株式会社衛星ネットワーク（以下「SNET」という。）が、エンドユーザーに提供するライセンスについて、エンドユーザーは、以下のライセンス使用許諾条件（以下「許諾条件」という）に同意する。許諾条件において、SNET及びエンドユーザーは個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。

1. 定義

「**コンテンツ**」とは、Planet Labs Netherlands BV（以下「Planet」という。）からSNETに対してライセンスされ、かつ、許諾条件に基づいてSNETからエンドユーザーに対してサブライセンスされる、画像データ及び画像データを含む全ての製品、又は付随するサービス、分析結果等の成果物をいう。

「**派生製品**」とは、コンテンツから得られた、又はコンテンツからエンドユーザーにより開発された製品又は情報であって、画像データ及びそのコピーを含まず、かつコンテンツに戻すことのできない独立した製品をいう。

「**エンドユーザー**」とは、以下のいずれかに該当し、許諾条件を受け入れたコンテンツの被供給者でなければならない。

- 会社又は法人の1部門。但し、子会社、関連会社又は海外事業所を含まない。
- 国家行政機関/省庁の1事務所又は1部門
- 国家行政機関/省庁の支局の1事務所又は1部門
- 地方公共団体の1事務所又は1部門
- 国家軍事関連組織の支局の1事務所又は1部門
- 国防機関、国家情報機関又は統一司令部の1事務所若しくは1部門
- 1国内の1非政府組織又は1民間非営利組織
- 国内の1教育組織
- 国際的な組織、団体又は機関（国際連合又は欧州連合を含む。）内の1事務所又は1部門
- いずれかの1つの組織又は上記の組織のいずれかと同等の組織

「**エンドユーザー・アクセス・アカウント**」とは、SNETからエンドユーザーに提供されるID及びパスワード等を含むアカウントをいい、エンドユーザーがPlanetのアプリケーション・プログラミング・インターフェース（「API」）を通してコンテンツにアクセスすることを許可するものをいう。

「**付加価値製品**」とは、エンドユーザーにより創出された、コンテンツの画像データ又はそのコピーを含む製品をいう。

2. ライセンス条件の承諾

エンドユーザーは、以下のいずれかを行った場合、許諾条件に同意したものとみなす。

- コンテンツの供給に対する見積りについて、その全部又は一部を承諾した場合。
- 許諾条件に書面で同意した場合。
- コンテンツを含むパッケージを開封した場合。
- コンピューター又は他の電子装置上でコンテンツをダウンロード、インストール又は使用を行った場合。
- 付加価値製品又は派生製品の開発、使用又は提供を行った場合。

- コンテンツの損傷又は破壊を行った場合。
- コンテンツの受け取り後、5営業日を超えてこれを保有した場合。
- エンドユーザー・アクセス・アカウントを通じてコンテンツにアクセスした場合。

許諾条件に基づいて付与されたライセンスは、譲渡不可である。ただし、SNETが書面により別途承認した場合には、この限りではない。SNETは、許諾条件によりエンドユーザーに認められた権利及びPlanetの承認に基づき両当事者間で書面により合意された権利をのぞき、すべての権利を留保する。

3. エンドユーザーによる一時的サブライセンス

エンドユーザーは、次のすべてを条件として、各種作業の為に、必要に応じて、エンドユーザーの下請人又はコンサルタント（以下、「再委託先」）に対してコンテンツを一時的にサブライセンスすること（以下、「再委託」）ができる。

- 再委託先が、許諾条件に従うことに書面で同意すること。
- 再委託先が、許諾された目的のみにコンテンツを使用すること、並びに指定された作業を完了したときはコンテンツ及びすべてのコピーを直ちに削除することに同意すること。
- 再委託先が許諾条件に違反した場合は、エンドユーザーによる違反とみなされることにエンドユーザーが同意すること。

4. 付与されるライセンス及び許諾使用

4-1 エンドユーザーが許諾条件を承諾し遵守することを条件として、SNETは、以下の目的のライセンスをエンドユーザーに提供する。

- エンドユーザーの内部使用目的のみのため、コンテンツのコピーを作成すること。
- エンドユーザーの内部使用のための付加価値製品を作成することを目的として、コンテンツの使用、変更、修正を行うこと。
- エンドユーザーが低解像度のデータセットを再配布すること。この場合地上分解能を30m以上に劣化させ、かつ、次のように適正な著作権表示を目立つように行うこと。「Includes material © (Year) Planet Labs Netherlands BV. All rights reserved.」
- エンドユーザーがコンテンツを使用して派生製品を作成し、有償、無償を問わず第三者に配布すること。
- エンドユーザーが各種作業のために、再委託先に対してコンテンツ又は付加価値製品を提供すること。但し再委託先は第三者に対してサブライセンス又は譲渡を行う権利は有しない。
- エンドユーザーがインターネットのサイト上にコンテンツ又は付加価値製品を表示すること。この場合、地上分解能を劣化させる必要はないが、非営利目的、ダウンロード不可であり、且つ非インタラクティブなものでなければならず、また、第三者がコンテンツ又は付加価値製品について独立したファイルとしてアクセスすることができないものでなければならず、更に、次のように適正な著作権表示を目立つように行わなければならない。「Includes material © (Year) Planet Labs Netherlands BV. All rights reserved.」
- エンドユーザーが調査報告書又は類似の出版物において、非営利目的のために、非デジタルフォーマットで、コンテンツ又は付加価値製品を公開すること。この場合次のように適正な著作権表示を目立つように行わなければならない。「Includes material © (Year) Planet Labs Netherlands BV. All rights reserved.」

4-2 両当事者間で書面により特段の合意がなされない限り、エンドユーザーは、次のことを行ってはなら

ない。

- 許諾条件に定める場合を除き、第三者に対して、コンテンツのサブライセンス、販売、賃貸、リース、その他移転又は譲渡を行うこと。
- 許諾条件に定める場合を除き、コンテンツのコピー又はその他複製を行うこと。
- 許諾条件に基づき認められた目的以外のために、コンテンツ又は付加価値製品を使用すること。
- コンテンツに含まれている電子的又は他の形式の保護機能の除去、妨害又は回避を行うこと。
- リバースエンジニアリングその他の方法により、コンテンツを生成するアルゴリズム、データベース又はデータ構造等を得ようとする事。
- コンテンツに含まれる著作権表示又は所有権表示の変更又は除去を行うこと。
- Planet Labs 倫理規範 (<https://www.planet.com/ethics>) に違反してコンテンツを使用すること。

5. 知的財産

コンテンツ及びこれに係る知的財産権は、Planetが所有し、オランダ及び米国の法律、並びに適用される国際法、条約及び協定により保護されており、許諾条件に定めるもの以外はPlanetが留保している。エンドユーザーはコンテンツについて、許可されていない使用、配布、開示、公表を行ってはならない。また、Planetの商標権についてもPlanetがすべての権利を留保する。

6. 財産的情報

エンドユーザーは、コンテンツに含まれる著作権表示又は所有権の記載の変更又は除去を行わないものとし、再委託先に対しても同様の義務を課すものとする。ただし、SNETにより事前の書面による許諾がなされた場合はこの限りではない。

7. 限定保証

SNETは、エンドユーザーに対して許諾条件に基づきコンテンツを提供する権利を有していることを保証する。SNET及びPlanetは、コンテンツがエンドユーザーの要求又は用途に適合することについて保証しない。また、SNET及びPlanetは、コンテンツに誤り、瑕疵又は脱落がないことについても保証せず、コンテンツの利用においてエラー及び滞りがなく及び問題が修正されることについても保証しない。上記のほか、SNET及びPlanetは、明示、黙示にかかわらず、商品性、特定目的適合性、障害がないこと、システムインテグレーション、権利非侵害その他一切の保証を行わない。コンテンツ及び付属のドキュメンテーションは「現状のまま」で提供されるものとする。

8. SNET又はPlanetの補償義務

SNET及びPlanetは、コンテンツの利用に関連して、エンドユーザーに対する直接的及び間接的損害又は逸失利益につき如何なる補償義務も負わないものとする。

9. エンドユーザーの補償義務

エンドユーザーは、コンテンツの品質による場合を除きエンドユーザーによるコンテンツの利用、エンドユーザーによる許諾条件の違反又はエンドユーザーに直接又は間接に起因する財産的・人的損害について、第三者によるSNET又はPlanet（役員・従業員等を含む。）への請求等からSNET又はPlanetを保護するとともに、SNET又はPlanetに生じた損害及び費用（合理的な弁護士費用を含む）を補償しなければならない。なお、

SNET又はPlanetは当該請求等についてエンドユーザーに通知するものとし、また、SNET及びPlanetは当該請求等に係る手続に自己の費用で参加することができる。

10. 法律の遵守

コンテンツは日本、米国、カナダの法令（禁輸対象国及び取引禁止対象者に係る輸出及び取引の規制を含む。）の対象となる。エンドユーザーは、日本、米国、カナダその他の国の法令に違反して、コンテンツを輸出、再輸出、輸入又は譲渡しないものとし、また他の者が前記のいずれかを行うことを支援又は促進しないものとする。

11. 有効期間

SNETからエンドユーザーに対するライセンス使用許諾は、エンドユーザーが第2項の定めにより許諾条件に同意したとみなされる時点から発効し、エンドユーザーがSNETに全てのコンテンツ及びそのコピーを返却、もしくは消去した上でかかる消去の証拠をSNETに対して提出するまでの期間有効となる。

なお、第5項、第6項、第8項から第10項まで、及び第13項は、有効期間終了後も、エンドユーザーの遵守義務は存続する。

12. ライセンス使用許諾解除

エンドユーザーが許諾条件に違反した場合、及びコンテンツの使用が許諾条件に従っていることをSNETに対して明示できなかった場合、SNETは、エンドユーザーに対して書面で通知することにより、エンドユーザーのライセンス使用を直ちに解除できる。また、SNETは、SNETからエンドユーザーへのコンテンツの提供が不可能となったときは、エンドユーザーに通知することにより、何らの責任を負うことなくエンドユーザーのライセンス使用許諾を解除できる。それらの場合、エンドユーザーは以下の項目を遵守しなければならない。

- SNETに直ちに全てのコンテンツ及びそのコピーを返却する。
- 直ちにコンテンツの使用を中止する。
- 全てのコンテンツ及びそのコピーを消去し、かかる消去の証拠をSNETに対して提出する。
- コンテンツ使用に関わる未払金を直ちにSNETに支払う。
- SNETが当違反についての調査等に要した費用を負担する。
- エンドユーザーが、既にSNETに支払ったコンテンツにかかる料金の返金請求することは不可とする。

13. 準拠法等

許諾条件に関する全ての事項は、抵触法の原則及び国際物品売買契約に関する国際連合条約を除くオランダ法を準拠法とし、許諾条件の規定に関連して生ずるすべての紛争は、国際商業会議所の仲裁規則にしたがって指名された1人又は複数の仲裁人により、当該規則に基づいて最終的に解決されるものとする。

仲裁はオランダのアムステルダムで行われるものとし、言語は英語とする。

なお、SNET又はPlanetの各種財産権に悪影響を及ぼす重大な契約違反については、金銭賠償では贖えない回復不能な損害をもたらすものとして、SNET及びPlanetは差止請求により同違反を直ちに中止させることができるものとする。

14. 完全合意及び権利の非放棄

許諾条件は、両当事者間のコンテンツの利用に関するすべての合意に優先する。

SNET又はPlanetが許諾条件の規定のいずれかを執行しなかった場合であっても、SNET又はPlanetがライセンス使用許諾を執行する権利を放棄したことにはならないものとする。

■上記、許諾条件に同意します。

年 月 日

(エンドユーザー) 社名

部署

氏名

印